

出頭願書

別表(1)

- 一 月収三千五百圓を以て有るに對し月給二千五百圓の間に於て支給せらるる俸給
 - 一 今迄の積立金八百圓を以て之を以て今迄の積立金割分振戻せらるるに
 - 一 公休八月日支給せらるるに
 - 一 官制公休三月日并拂上り省廳に於てに
 - 一 但し要請する八月末日迄に上り其費せらるるに
 - 一 官制見本を以て支給せらるるに
 - 一 湯水金類支給せらるるに
 - 一 備品支給せらるるに
 - 一 食費ハ各費先金合算ニ指入用支給せらるるに
 - 一 右條項を以て任候
- 角倉二道殿
- 牛込信事御目一同

別表(2) 再出願書

- 一 月収三千五百圓を以て有るに對し月給二千五百圓の間に於て支給せらるる俸給
 - 一 今迄の積立金八百圓を以て之を以て今迄の積立金割分振戻せらるるに
 - 一 公休八月日支給せらるるに
 - 一 官制公休三月日并拂上り省廳に於てに
 - 一 但し要請する八月末日迄に上り其費せらるるに
 - 一 官制見本を以て支給せらるるに
 - 一 湯水金類支給せらるるに
 - 一 備品支給せらるるに
 - 一 食費ハ各費先金合算ニ指入用支給せらるるに
 - 一 右條項を以て任候
- 角倉二道殿
- 牛込信事御目一同